

平成30年岐阜市豚コレラ対策検証報告 ～最終報告～（概要）

＜総括＞

- 本年9月9日、国内で26年ぶりとなる豚コレラ（家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病）が岐阜市内の農場において発生した。岐阜市畜産センター公園（以下「畜産センター公園」という。）においても、岐阜県中央家畜保健衛生所（以下「県中央家保」という。）の指導のもと防疫措置（家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置）に取り組んでいたが、11月16日に2例目となる豚への感染が畜産センター公園において確認（疑似患畜が確定）された。
- 畜産センター公園での豚コレラの発生に関しては、飼養衛生管理基準が適切に遵守されていなかったことが国の疫学調査チームにより指摘されており、その背景としては、12月3日の「中間報告」で示したとおり次の2点に集約される。

【中間報告における課題等】

- ①岐阜市及び指定管理者ともに、**農場の主体者**として家畜伝染病予防法第12条の3に規定する「家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない」という**意識が低かった**。
- ②岐阜市は豚コレラに関する対応マニュアルがなく、**畜産センター公園の運営管理に関する3者**（公園整備課、畜産課、指定管理者）の**役割が不明確であった**。
- 畜産センター公園に関わる3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止する観点から、平時から、異常を察知できるような**危機管理意識**や、農場に携わる者としての**責任感を持って業務にあたる必要がある**であったが、**それらが希薄であったため、非常時への備えと、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であった**。
- これらの反省点を踏まえ、課題を洗い出し、畜産センター公園における**農場の主体者としての対応**として、**異常事案（リスク）に対する職員意識の向上及び関係者間の連携の強化**並びに、**日頃からの飼養衛生管理に係る設備及び運用方法の点検・見直し**などを行い、今後、新たに発生するおそれがある他の家畜伝染病に対しても、万全の体制で備える必要がある。
- 本事案に係る**関係機関、関係部署は、本報告を踏まえ、早急に改善策を検討し、実行することを求める**。また、**全庁においても、本事案を教訓として、更なる業務改善、異常事案（リスク）への備え等に努めることを求める**。

＜検証の位置付け＞

○本報告では、関係者への聞き取り及び、入手した関係資料の精査に基づき、中国においてアフリカ豚コレラが初めて発生した本年8月以降の関係者の意識、9月9日の市内農場における豚コレラ発生以後の畜産センター公園に係る岐阜市の対応が適切であったかについて検証した。

【検証項目】 「関係者の意識、畜産センター公園に係る岐阜市の対応について」

【検証期間】 「平成30年8月から畜産センター公園における防疫措置完了まで」

○今後同様の対応を繰り返さないよう、次の事項について、課題を洗い出し、それらの課題への対策を本報告に取りまとめたところである。

- (1) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の危機管理意識
- (2) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の責務
- (3) 飼養衛生管理基準の遵守

平成30年岐阜市豚コレラ対策検証報告 ～最終報告～（概要）

1 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の危機管理意識

【事実関係】	【課題】	【対策方針】
<ul style="list-style-type: none">指定管理者は、9/9の市内農場で豚コレラが発生した時に、すぐさま豚エリアを含む畜産エリア（一部）の一般公開を中止するなどの対応をしていたが、全ての職員が危機感を持っていた訳ではなく、県中央家保からの指導事項への対応に終始していた。公園整備課は、9/9の市内農場での豚コレラ発生時に特に行動しておらず、9/14の野生イノシシの感染事例発生時においても、危機意識が高まらず、迅速かつ主体的な行動が出来ていなかった。畜産課は、早い段階から危機感を持ち、9/14の野生イノシシへの感染事例以降は、指定管理者に対し、2回にわたり早期全頭出荷について助言を行っていたが、公園整備課には助言していなかった。	<ul style="list-style-type: none">指定管理者は、農場運営管理者として、家畜伝染病の発生を異常事案（リスク）と捉えて、防疫措置への具体的な対応を考え、公園整備課に相談のうえ、迅速に実施すべきであった。公園整備課は、農場主として、家畜伝染病の発生を異常事案（リスク）と捉えて、具体的な指示をすべきであった。畜産課は、防疫措置に関する知識を有する者として、公園整備課に対して助言をしておらず、積極的に関与すべきであった。	<ul style="list-style-type: none">職員全員に対し、必要な知識を習得させるとともに、3者による会議への参加など、公園整備課及び畜産課と日頃から意思疎通をはかり、連携する。危機管理意識の向上とともに、家畜伝染病及び飼養衛生管理に関する知識レベルの早急な引き上げのため、危機管理研修の実施及び、3者会議の主催、立入検査への立会いなどをする。畜産センター公園における飼養衛生管理及び家畜伝染病発生時における対応に関し、県中央家保と連携し、積極的に関与する。

平成30年岐阜市豚コレラ対策検証報告 ～最終報告～（概要）

2 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の責務

(1) 指定管理者

【事実関係】	【課題】	【対策方針】
<ul style="list-style-type: none">指定管理者選定時に提出した事業計画書において、「飼養に携わる職員は、畜舎に入る際に踏み込み水槽による足元消毒の徹底、畜舎の定期的消毒などを実施する。」としていたが、飼養衛生管理基準においては、衛生管理区域専用の靴の設置及び使用の徹底が求められており、指定管理者の認識は不十分であった。また、公園整備課は指摘をしていなかった。協定書等に記載されている内容について履行が不十分であった。例えば、仕様書中「家畜が死亡した場合には、速やかに市に報告するとともに、適正に処理すること」としていたが、実際には、家畜が死亡していた都度ではなく、月次にまとめて報告していた。	<ul style="list-style-type: none">飼養衛生管理基準を守る意識が不足していた。受注者として必要な責務の履行が不十分であった。	<ul style="list-style-type: none">指定管理者は、飼養衛生管理に関する研修を、家畜飼養を担当する者のみならず、職員全員に速やかに実施し、関係法令等に基づいた適切な業務遂行ができるよう、必要な知識を習得させる。 (公園整備課は、3者会議による緊急点検を行い、履行状況の確認や、必要な見直しの指示、その後の確認をする。)

公園整備課は、履行状況の確認・指導をしていなかった。

- ・指定管理者に対するモニタリングにおいて、事業計画書に定めている「研修」の実施が不十分であったが、要求水準の内容どおり業務を履行しているとしていた。また、公園整備課は確認をしていなかった。
- ・事業計画書に記載している家畜伝染病発生時における対応マニュアルを作成していなかった。
（対応マニュアルは、他農場で発生した場合のほか、自農場で発生した場合の対応を含む。）

・事業計画書に記載している研修の実施が不十分であったことで、飼養衛生管理に関する職員の知識及び意識の向上がなされず、飼養衛生管理の不徹底につながった。

・事業計画書に記載している家畜伝染病発生時における対応マニュアルが作成されていなかったことで、公園整備課と指定管理者の役割（リスク分担を含む）や責任の所在があいまいとなり、情報の共有がなされず、対応に遅れが生じた。

・指定管理者は、速やかに研修を実施し、その後の報告を行う。

・指定管理者は、農場主としての対応マニュアル（後述）に基づき実施する手順書を速やかに作成し、迅速に対応できる体制を整える。

(2) 公園整備課

【事実関係】	【課題】	【対策方針】
<ul style="list-style-type: none"> ・9/23 付の県中央家保通知にあるように、畜産センター公園における防疫対策に万全を期すべきであったが、対策の指示や確認が不足していた。 ・畜産センター公園の指定管理者選定時に、現指定管理者が提出した事業計画書の内容について、関係法令等に基づいた業務遂行ができる内容となっているのかを確認していなかった。 また、協定書等に記載されている内容について、履行状況の確認・指導が不足していた。 ・指定管理者が事業計画書に定めている「研修」が不十分であったが、確認を怠り、指定管理者に対するモニタリングにおいて、要求水準の内容どおり業務を履行していると評価していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農場の主体者としての危機管理意識及び責任感が希薄であった。 ・発注者として必要な責務の履行が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常事案（リスク）発生時における危機管理意識の向上（研修等の実施）とともに、組織体制の改善を図る。 ・指定管理者の実施する業務について、関係法令等に基づいた業務遂行を確認・管理する体制を構築するため、専門知識を有する部署と連携し、必要な知識の習得に努める。

平成30年岐阜市豚コレラ対策検証報告 ～最終報告～（概要）

・公園整備課及び指定管理者は、**農場の主体者として、家畜伝染病発生時における対応マニュアルを作成していなかった。**

（対応マニュアルは、他農場で発生した場合のほか、自農場で発生した場合の対応を含む。）

・家畜伝染病発生時における対応マニュアルが作成されていなかったことで、**公園整備課と指定管理者の役割（リスク分担を含む）や責任の所在があいまいとなり、情報の共有がなされず、対応に遅れが生じた。**

・公園整備課は、近隣で家畜伝染病が発生するなど対応すべき時に備え、公園整備課と指定管理者の役割分担を定めた「農場主としての対応マニュアル」を作成し、指定管理者と共有する。

（3）畜産課

【事実関係】

・畜産課は、9/14の野生イノシシの感染事例を受け、2回に渡り指定管理者に対し、畜産センター公園内の豚を早期出荷すべきと助言したが、**公園整備課には助言していなかった。**

【課題】

・防疫措置に関する知識を有している畜産課獣医師は、畜産センター公園における**飼養衛生管理に関し、適切な運用等が出来るよう助言をするなど、積極的に関与すべきであった。**

【対策方針】

・畜産センター公園における飼養衛生管理について、県中央家保と連携し、積極的に関与する。
（前述の3者会議、県中央家保の立入調査への同行及び助言、履行状況確認などを通じて実施）

3 飼養衛生管理基準の遵守

【事実関係】	【課題】	【対策方針】
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域専用の靴の設置及び使用について、複数人で作業する場合に踏込消毒のみで立ち入らせていた。 ・衛生管理区域専用の衣服の設置及び使用について、実施されていなかった。 ・重機について、10月以降、公園エリアと畜産エリアを移動させていた事例が5回あり、このうち2回、洗浄・消毒が実施されていなかった。 ・畜産センター公園において豚コレラが発生後、畜産エリア全体を衛生管理区域に準じた取扱いとしていたが、上記のとおり、飼養衛生管理の徹底が図られていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の長靴を設置・使用させるなど、飼養衛生管理の徹底を図るべきであった。 ・効率性優先のため、衛生管理区域専用の衣服の設置及び使用が徹底されておらず、飼養衛生管理の徹底を図るべきであった。 ・畜産エリアに出入りする際に、重機等の洗浄・消毒を行うよう、飼養衛生管理の徹底を図るべきであった。 ・国の指摘にあるように、危機的状況においては、広く衛生管理区域を設定したうえで、飼養衛生管理の強化を図るべきであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理の確実な実施のため、指定管理者、公園整備課及び、畜産課の3者が協議のうえ、県中央家保の助言も得ながら、施設及び運用の改善を行う。 ・公園整備課及び畜産課は、県中央家保の立入調査に同行し、指定管理者に対し、それぞれ必要な指導・助言をする。 ・指定管理者、公園整備課及び、畜産課の3者は、県中央家保による立入調査とは別に、飼養衛生管理基準の履行状況の確認をする。 ・近隣で家畜伝染病が発生した場合には、広く衛生管理区域を再設定したうえで、飼養衛生管理の強化が図れるよう、予め準備・実施する。